

結婚新生活スタートアップセミナー開催事業業務委託契約に係る企画提案競技実施要領

1 業務の名称

結婚新生活スタートアップセミナー開催事業業務委託

2 業務の目的

新婚夫婦や将来結婚・子育てを考えている人に、結婚、妊娠・出産、子育てなど、家計を含めた将来のライフプランを、より具体的に考えてもらうための知識・情報を提供することを目的に、セミナーを実施する。

3 業務の内容

別添「結婚新生活スタートアップセミナー開催事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

4 予算上限額

1, 186千円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は、予算の上限であって契約額ではないので、留意すること。

※企画提案において予算上限額を超えてはならない。

5 契約期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

6 企画提案競技参加資格・企画提案競技参加申込書の提出

令和7年5月27日付け告示第737号のとおり

7 質疑応答

(1) 質問方法

質問内容を別紙「質問書（様式第5）」に記載し、件名を「企画提案競技に関する質問」とし、電子メールで送信すること。

(2) 質問受付期限

令和7年6月3日（火）午後3時まで（期限厳守）

(3) 質問先

メールアドレス：kodo-kikaku@city.kagoshima.lg.jp

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年6月5日（木）までに本市ホームページに掲載する。

8 企画提案競技参加資格の審査及び通知

企画提案競技参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和7年6月10日（火）までに通知する予定である。

9 企画提案書の提出

(1) 提出品目

① 企画提案書等提出書（様式第6）

② 企画提案書

仕様書にある企画内容が分かるように作成するとともに、企画提案書の提案にあたっては、

次の点に留意すること。

ア 招聘する講師のプロフィール、セミナー実績などを記載すること。

イ セミナーの周知・広報方法について、次の事項を記載すること。

- ・セミナーへの多数の応募を見込める効果的な広報手段、内容
- ・セミナーの周知・広報用チラシのデザイン案（招聘する講師の紹介含む）、発行枚数
- ・チラシについては、独自の周知効果を高める配付先・配付方法等を提案書において提案すること。

ウ その他・自由提案（事業効果を高めるような取り組みがある場合、その内容等）を記載すること。

エ 業務実施体制を記載すること。

オ 費用見積明細書（経費内訳を明記したもの）を記載すること。

※1 見積合計額を算出する際は、一括して値引きを計上しないこと。（積算項目毎に値引き・調整されているものは可とする。）

※2 見積の金額については、本業務の提供にあたり発生する付帯作業に係る費用を含むすべての経費の合計金額とする。

(2) 形式等

原則としてA4版10ページ以内（ただし、表紙と目次はページ数に含めない。印刷は両面印刷で行う）とする。

(3) 企画案数

提出業者1社につき1案とする。

(4) 提出部数

① 企画提案書等提出書（様式第6） 正本1部

② 企画提案書（費用見積明細書含む）正本1部、副本10部

※副本には事業者名及び職員名を記載しないこと

(5) 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）※郵送の場合は必着

(6) 提出期限

令和7年6月26日（木）午後3時まで（必着）

(7) 提出先及び提出方法

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市こども未来局こども政策課企画係（鹿児島市役所本館3階）

電話 099-216-1514

1.0 企画案の選定

鹿児島市こども未来局における業務委託等契約業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書とプレゼンテーションの内容を審査し、その結果を基に総合的に評価を行い選定する。（ただし、応募者多数の場合は、提出書類による一次審査を行い、上位5者程度でプレゼンテーションによる審査を行うものとする。）

(1) プレゼンテーション審査

参加者は、提出した企画提案書の内容に基づきプレゼンテーションを行う。

① 日時：令和7年7月1日（火）（予定）

② 場所：鹿児島市役所（詳細は未定）

③ 留意事項

ア 開催日時、場所等の詳細については、別途通知する。

イ プレゼンテーションにあたっては、提出された企画提案書に基づいて説明するものとし、追加資料の提出及びスクリーンに映しての説明は認めない。

(2) 審査項目及び評価基準

提案内容の審査項目及び評価基準は次のとおりとする。

審査項目	評価基準	配点
基本的な考え	① 企画コンセプトが明確で、事業の趣旨を良く理解した提案となっており、事業効果が期待できるか。	10
企画内容	②下記の視点から評価する。 ・実績ある講師が選任されているか。 ・将来のライフプランを、家計を含めて考えてもらうための知識・情報等の提供を効果的に行える内容になっているか。 ・妊娠を希望する方への支援、プレコンセプションケア、妊孕性を含めた健康面での配慮等に関する内容が含まれているか。 ・男性の育児参加に向けた啓発の内容が含まれているか。	35
広報	③下記の視点から評価する。 ・セミナー開催の趣旨・情報がインターネットや各種メディアを通し広く知れ渡る内容になっているか。 ・参加募集についてチラシのデザイン、発行枚数、配布先を含め、多数の応募が期待できる効果的な工夫がなされているか。	35
業務実施体制	④ 事前調整から開催当日まで責任をもって遂行可能な実行・進行管理体制をとっているか。また、セミナー参加者への安全実施体制が確保できているか。（個人情報保護を含む）	10
独自提案	⑤ これまでのノウハウや強みを生かした、本事業効果を高めるような独自の提案や本市の負担軽減につながる提案があるか。	5
経費見積	⑥ 見積額は、企画内容等に比して適切なものか。	5
合計		100

(3) 選定結果の通知

選定結果は、個別に通知する。なお、審査の経緯及び選定結果に対する異議は一切認めない。

(4) その他

業務の実施にあたっては、鹿児島市と十分協議して進めることとし、企画案に関する必要な修正については必ず応じること。

1.1 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。

なお、予定とあるものはおおむねの日程を示すものである。

内容	日時
(1) 質問受付期限	令和7年6月3日（火）午後3時
(2) 質問回答	令和7年6月5日（木）（予定）
(3) 参加申込書提出期限	令和7年6月10日（火）午後3時
(4) 参加資格決定通知	令和7年6月12日（木）（予定）
(5) 企画提案書提出期限	令和7年6月26日（木）午後3時
(6) プレゼンテーション審査実施通知	令和7年6月27日（金）（予定）
(7) プレゼンテーション審査（選定委員会）	令和7年7月1日（火）（予定）
(8) 選定結果通知	令和7年7月上旬（予定）
(9) 委託契約	令和7年7月中旬（予定）

1.2 著作権等

- (1) 企画案に使用する写真等は実際に使用可能なものであること。著作権や肖像権に関することは、制作者者において処理すること。
- (2) 宣伝用チラシ等成果品の著作権はすべて本市に帰属するものとする。（この権利は、デザインに使用した個々のイラスト等に及ぶものではないものとする。）

1.3 業務の委託

- (1) 選定委員会で選定された企画書の提案者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該業務を委託することとし、あらためて見積合わせを行い契約を締結する（随意契約）。
- (2) 選定された者が、告示の資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。

1.4 その他

- (1) 本業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言う。
- (2) 企画書等は、返却しないものとする。また、提出期限以降における企画書等の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 企画書等の作成及び提出、プレゼンテーションの実施等、企画提案競技への参加に関する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 企画書等について、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示請求を除いた情報を公開することがある。
- (5) 本プロポーザルは、スタートアップセミナー開催業務に対する発想、対応姿勢等、業務能力を有する事業者を選定するものであり、提案されたアイデアについては、実際の準備・実施段階において変更等を行うことがある。